

総 税 企 第 3 9 号
平成 2 7 年 4 月 1 日

各 都 道 府 県 知 事
各 都 道 府 県 議 会 議 長
各 指 定 都 市 市 長 殿
各 指 定 都 市 議 会 議 長

総 務 大 臣

地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について

地方税法等の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 2 号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（平成 2 7 年政令第 1 6 1 号）及び地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 7 年総務省令第 3 8 号）は平成 2 7 年 3 月 3 1 日にそれぞれ公布され、原則として同年 4 月 1 日から施行されることとされたので、次の事項に留意の上、適切に運用されるようお願いいたします。

また、貴都道府県内市区町村に対してもこの旨周知されるようよろしく申し上げます。

なお、この通知は地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 5 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

I 総括的事項

平成27年度の税制改正においては、現下の経済情勢等を踏まえ、デフレ脱却と経済再生、地方創生への取組、経済再生と財政健全化の両立などの観点から、次の点をはじめとする地方税制の改正を行うこととした。

- (1) 法人事業税の所得割の税率の引下げと外形標準課税の拡大等を行うこととした。
- (2) 地方消費税の税率引上げの施行日の変更及び消費税に係る地方交付税の率の変更等を行うこととした。
- (3) 地方団体に対する寄附金に係る個人住民税の寄附金税額控除の拡充を行うこととした。
- (4) 環境への負荷の少ない自動車を対象とした自動車取得税の税率の軽減等の特例措置について、所要の見直しを行った上、適用期限を平成29年3月31日まで延長することとするほか、環境への負荷の少ない軽自動車を対象とした軽自動車税の税率を軽減する特例措置の創設、二輪の軽自動車等に係る軽自動車税の税率の引上げ時期の1年延期等を行うこととした。
- (5) 平成27年度の評価替えに伴い、現行の土地に係る固定資産税及び都市計画税の負担調整措置等を継続することとした。
- (6) 有害鳥獣捕獲従事者の確保を目的として、一定の狩猟者登録に係る狩猟税の軽減措置を平成30年度まで実施することとした。
- (7) 猶予制度及び個人住民税等における還付加算金の起算日の見直し等の納税環境の整備を行うこととした。

II 地方税法の改正に関する事項

第1 道府県税の改正に関する事項

1 道府県民税

- (1) 所得割の課税標準の算定方法について、所得税法（昭和40年法律第33号）第60条の2から第60条の4までの規定による計算の例によらないものとした。（法32②）
- (2) 都道府県又は市区町村（以下「地方団体」という。）に対する寄附金に係る個人の道府県民税の寄附金税制について、以下の措置を講ずることとした。
 - ア 平成28年度以後の各年度分の個人の道府県民税から控除する特例控除額について、道府県民税の所得割の額の100分の20に相当する金額を限度とすること。（法37の2②）
 - イ 平成27年4月1日以後に支出する地方団体に対する寄附金について、所得割の納税義務者が当該寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けようとする場合、当分の間、次に定めるところにより、個人の道府県民税に関する申告書を提出することなく寄附金税額控除の適用を受けることができるものとする。（法附則7①～⑦、附則7

の2①～③、附則7の3①)

- ① 地方団体に対する寄附金を支出する者は、当該寄附金を支出する際、当該地方団体の長に対し、当該地方団体の長から賦課期日現在における住所所在地の市町村長に寄附金税額控除額の控除に関する事項を記載した申告特例通知書の送付を求めることができること。
 - ② ①の求めを受けた地方団体は、当該寄附金を支出した者の賦課期日現在における住所所在地の市町村長に対し、申告特例通知書を送付しなければならないこと。
 - ③ ②の申告特例通知書の送付があった場合、地方団体に対する寄附金に係る寄附金税額控除額に加え、当該寄附金を支出した者の所得に応じて算出した申告特例控除額を、個人の道府県民税から税額控除すること。
 - ④ 個人の道府県民税に関する申告書の提出を行った者又は五を超える地方団体の長に対して①の求めを行った者等については、適用対象から除かれること。
- (3) 内部取引に係る課税の特例により、所得税に係る更正決定を受けた所得割の納税義務者が、租税条約の相手国との相互協議の申立てをした場合には、当該申立てをした者の申請に基づき、当該更正決定に係る所得税の額の算定の基礎となった所得に基づいて課された所得割の徴収を猶予することとし、徴収を猶予する場合には、猶予する金額に相当する担保を徴することとする。また、徴収の猶予をした所得割に係る延滞金のうち猶予期間に対応する部分の金額は、免除することとする。なお、国税庁長官は、所得割の納税義務者が相互協議の申立てをした場合等には、当該所得割の納税義務者の住所所在地の市町村長にその旨及び更正決定された所得税の額の算定の基礎となった所得を通知することとする。 (法44の2)
- (4) 平成28年1月1日以後に支払を受けるべき国外特定配当等、上場株式等の配当等又は償還金に係る差益金額に係る道府県民税の配当割の特別徴収義務者について、その支払を取り扱う者がいないときはその支払をする者とする。 (法71の31①)
- (5) 個人の道府県民税の住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成三十一年まで延長することとした。 (法附則5の4の2①④、附則45③)
- (6) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置について、以下の措置を講ずることとした。
- ア 平成28年4月1日から上場株式等を受け入れる未成年者口座につき契約不履行等事由が生じた場合、当該契約不履行等事由による当該未成年者口座の廃止の際、当該未成年者口座内の上場株式等の譲渡又は配当等の支払があったものとして配当割及び株式等譲渡所得割を課すること。 (法附則33の2の2、附則35の3の4)
- イ 平成29年度以後の各年度分の個人の道府県民税について、未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算すること。 (法附則35の3の3①～⑤、令附則18の6の3①～③)
- (7) 国債の利子のうち国において直接支払われるものに係る道府県民税の利子割の特別徴収等について、所要の措置を講ずることとした。 (令7の4の2)
- (8) 道府県民税の所得割の納税義務者が非居住者であった期間を有する場合における外国税額控除の控除限度額の計算方法等について、所要の措置を講ずることとした。 (令7

の19)

(9) 道府県民税の納税義務者が国外に居住する親族を有する場合の障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除若しくは扶養控除の適用又は非課税限度額制度の適用について、以下の措置を講ずることとした。

ア 国外に居住する親族に係る障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除に関する事項を記載した個人の道府県民税の申告書を提出する者は、所得税法施行規則第47条の2第4項及び第5項に規定する書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならないこと。(則2の2③)

イ 控除対象外国外扶養親族に関する事項を記載した個人の道府県民税の申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合には、当該申告書を提出する者は、国外扶養親族証明書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならないこと。(則2の2④⑤)

ウ 控除対象外国外扶養親族に関する事項を記載した確定申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合には、当該申告書を提出する者は、国外扶養親族証明書類を市町村長に提出しなければならないこと。(則2の3②③)

エ 控除対象外国外扶養親族に関する事項を記載した給与支払者の扶養親族申告書又は扶養親族異動申告書を提出した者が非課税限度額制度適用者である場合には、当該申告書を提出する者は、国外扶養親族証明書類を市町村長に提出しなければならないこと。(則2の3の2②、則2の3の3①④⑤)

オ 控除対象外国外扶養親族に関する事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出した者が非課税限度額制度適用者である場合には、当該申告書を提出する者は、国外扶養親族証明書類を市町村長に提出しなければならないこと。(則2の3の5②、則2の3の6①③④)

(10) 法人住民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、以下の措置を講ずることとした。(法23①ⅣのⅤ、52④⑤⑥、令6の24、8の5)

ア 資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算する措置を講ずること。

イ 資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とする措置を講ずること。

(11) 欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。(法53、令8の15等)

(12) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずることとした。(法附則8③④)

2 事業税

(1) 法人事業税の資本割の課税標準である資本金等の額について、資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とする措置を講ずることとした。(法72の21②)

(2) 欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置

を講ずることとした。(法72の23④)

- (3) 資本金の額又は出資金の額(以下「資本金」という。)1億円超の普通法人の事業税の税率について、以下の措置を講ずることとした。(法72の24の7①③)

ア 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度に係る法人の事業税の標準税率は、次のとおりとすること。

付加価値割	資 本 割	所 得 割	
100分の0.72 (現行100分の0.48)	100分の0.3 (現行100分の0.2)	所得のうち年400万円以下の金額	100分の3.1 (現行100分の3.8)
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の4.6 (現行100分の5.5)
		所得のうち年800万円を超える金額	100分の6 (現行100分の7.2)

イ 平成28年4月1日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税の標準税率は、次のとおりとすること。

付加価値割	資 本 割	所 得 割	
100分の0.96	100分の0.4	所得のうち年400万円以下の金額	100分の2.5
		所得のうち年400万円を超え年800万円以下の金額	100分の3.7
		所得のうち年800万円を超える金額	100分の4.8

- (4) 事業を行う個人の内部取引に係る課税の特例について、本特例による更正又は決定を受けた者が、租税条約に基づく申立てをした場合には、当該申立てをした者の申請に基づき、更正又は決定に係る事業税の徴収を猶予することとし、徴収を猶予する場合には、猶予する金額に相当する担保を徴することとする。また、徴収の猶予をした事業税に係る延滞金のうち猶予期間に対応する部分の金額は、免除することとする。なお、国は、当該個人が相互協議の申立てをした場合等には、当該個人の主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県にその旨及び更正決定された所得税額等を通知し、通知を受けた都道府県は関係都道府県に通知することとする。 (法72の57の2、72の57の3、令35の4の2)
- (5) 付加価値割の課税標準である付加価値額から、平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に開始する各事業年度に限り、雇用者給与等支給額から基準雇用者給与等支給額を控除した金額(以下「雇用者給与等支給増加額」という。)の基準雇用者給与等支給額に対する割合が増加促進割合以上であり、かつ、次の要件を満たす場合には、その雇用者給与等支給増加額に雇用安定控除との調整等所要の措置を講じた金額を控除する課税標準の特例措置を講ずることとした。(法附則9⑬~⑰、令附則6の2④)

- ⑤)
- ア 雇用者給与等支給額が比較雇用者給与等支給額以上であること。
- イ 平均給与等支給額が比較平均給与等支給額を超えること。
- (6) 電気供給業を行う法人の収入割の課税標準である収入金額を算定する場合において控除される収入金額の範囲に、電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）の施行の日から平成32年3月31日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、一般送配電事業者の収入金額のうち、特定実用発電用原子炉設置者に交付する当該特定実用発電用原子炉設置者が使用済燃料再処理等既発電費として積み立てるべき金額に相当する収入金額を追加する課税標準の特例措置を講ずることとした。（法附則9⑨、令附則6の2⑥）
- (7) (3)アに伴い、資本金1億円超の普通法人のうち平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が40億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成27年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額を超える場合にあっては、付加価値額が30億円以下の法人についてはその超える額に2分の1の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が30億円超40億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて2分の1から0の間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずることとした。（改正法附則8②～⑤）
- (8) (3)イに伴い、資本金1億円超の普通法人のうち平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間に開始する事業年度に係る付加価値額が40億円未満の法人について、当該事業年度に係る事業税額が平成28年3月31日現在の付加価値割、資本割及び所得割の税率を当該事業年度のそれぞれの課税標準に乗じて計算した金額を超える場合にあっては、付加価値額が30億円以下の法人についてはその超える額に2分の1の割合を乗じて得た金額を、付加価値額が30億円超40億円未満の法人についてはその超える額に当該付加価値額に応じて2分の1から0の間の割合を乗じて得た金額を、それぞれ当該事業年度に係る事業税額から控除する措置を講ずることとした。（改正法附則9②～⑤）

3 地方消費税

- (1) 譲渡割の納税義務の対象となる課税資産の譲渡等から特定資産の譲渡等を除くとともに、特定課税仕入れを行った事業者には納税義務を課する等所要の措置を講ずることとした（法72の78①、72の79②、72の80①、72の80の2①、72の84①Ⅱ②、72の94、附則9の3の2①、令35の7の2④）。
- (2) 地方消費税の清算について、人口で按分する小売年間販売額の総額及びサービス業対個人事業収入額の総額の合算額（以下「総額の合算額」という。）の割合を15分の3（現行6分の1）とし、従業者数で按分する総額の合算額の割合を15分の2（現行6分の1）とすることとした（令35の20）。
- (3) サービス業対個人事業収入額について、サービス業基本調査に基づき定める額から、経済センサス活動調査のサービス業に係る部分（「サービス関連産業B」（「情報通信

業」、「土地売買業」、「土地賃貸業」、「貸家業、貸間業」、「旅行業」及び「競輪・競馬等の競走場、競技団」を除く。）及び「医療、福祉」（「社会保険事業団体」を除く。）に基づき定める額に変更することとした（則7の2の10）。

4 不動産取得税

- (1) 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が同法に規定する事業所内保育事業（利用定員が6人以上）の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずることとした（法73の4①）。
- (2) 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所が一定の業務の用に供する不動産について、非課税とする特例措置を講ずることとした（法73の4①、令37の9の12）。
- (3) 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした（法73の14⑩）。
- (4) 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした（法73の14⑪）。
- (5) 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する事業所内保育事業（利用定員が5人以下）の用に供する家屋（当該事業の用以外の用に供されていないものに限る。）について、当該家屋の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした（法73の14⑫）。
- (6) 社会福祉法人等が直接生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（社会福祉事業として行われるものに限る。）の用に供する不動産について、当該不動産の価格の2分の1に相当する額を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずることとした（法73の14⑬、令39の2の3）。
- (7) 宅地建物取引業者が、改修工事対象住宅の取得後2年以内に、一定の改修工事を行った後、当該住宅を個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合について、当該宅地建物取引業者による取得が平成29年3月31日までに行われた場合に限り、一定の税額を減額する特例措置を講ずることとした（法附則11の4④、令附則9の3）。
- (8) 国立研究開発法人森林総合研究所が一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、その対象に森林保険業務の用に供する不動産を追加することとした（法73の4①、令37の9の10）。
- (9) 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、対象となる不動産に倉庫（床面積が3,000平方メートル以上で、流通加工の用に供する空間を有するものに限る。）を追加した上、その適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした（法附則11④、則附則3の2の8Ⅷ）。
- (10) 一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、対象となる不動産に倉庫（床面積が3,000平方メートル以上で、流通加工の用に供する空

間を有するものに限る。)を追加した上、その適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした(法附則11⑤、則附則3の2の8Ⅷ)。

- (11) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額を当該不動産の価格の5分の1を参酌して10分の1以上10分の3以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額とした上、その適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした。ただし、当該取得が特定都市再生緊急整備地域において行われた場合にあっては、価格から控除する額を当該不動産の価格の2分の1を参酌して5分の2以上5分の3以下の範囲内において道府県の条例で定める割合に相当する額とすることとした(法附則11⑦)。
- (12) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。
- ア 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長すること(法附則10①)。
- イ 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長すること(法附則10③)。
- ウ 農業経営基盤強化促進法に規定する農用地利用集積計画に基づき取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長すること(法附則11①)。
- エ 一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長すること(法附則11③)。
- オ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が、国又は地方公共団体が法律の規定によりその事業等として実施するものである一定の選定事業により取得する公共施設等の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成32年3月31日まで延長すること(法附則11⑥)。
- カ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が、政府の補助を受けて取得する国立大学の校舎の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成32年3月31日まで延長すること(法附則11⑧)。
- キ 公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長すること(法附則11⑩)。
- ク 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長すること(法附則11⑬)。
- ケ 住宅及び土地の取得に係る標準税率(本則4%)を3%とする特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長すること(法附則11の2)。
- コ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に

- 規定する助成金等の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長すること（法附則11の4①）。
- サ 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長すること（法附則11の4③）。
- シ 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の2分の1とする特例措置の適用期限を平成30年3月31日まで延長すること（法附則11の5）。
- ス 土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が、東日本大震災の津波被災区域を含む換地計画に基づき取得する一定の換地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長すること（法附則51の2③）。
- (12) 次のとおり課税標準の特例措置を改めることとした。
- ア 耐震基準適合既存住宅に係る課税標準の特例措置について、その対象となる既存住宅に係る耐震基準適合要件のうち築年数に係る要件を削除すること（令37条の18③）
- イ 農業協同組合等が農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置について、価格から控除する額の上限を価格の2分の1に相当する額とし、その対象から沖縄振興開発金融公庫から一定の資金の貸付けを受けて取得する施設を除外した上、その適用期限を平成29年3月31日まで延長すること（法附則11⑫、令附則7⑩）。
- ウ 不動産特定共同事業法に規定する特例事業者が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置について、その対象不動産の用途認定に関する規定の整備を行った上、その適用期限を平成29年3月31日まで延長すること（法附則11⑭、令附則7⑫、則附則3の2の17②）。

5 道府県たばこ税

- (1) 紙巻たばこ三級品に係る道府県たばこ税の税率の特例を廃止した上、次に掲げる期間における紙巻たばこ三級品に係る道府県たばこ税の税率はそれぞれ次に定める税率とすることとした（法附則12の2、改正法附則12、改正則附則5）。
- ア 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき481円
- イ 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき551円
- ウ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき656円
- (2) 税率の引上げ日前に売渡し等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととした（改正法附則12、改正令附則4、改正則附則5）。

6 自動車取得税

- (1) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る非課税措置について、次のとおり対象を見直した上、その適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の2②、則附則4の4）。

ア 電気自動車

イ 天然ガス自動車のうち、平成21年10月1日（車両総重量が3.5tを超え12t以下のものは、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもの

ウ プラグインハイブリッド自動車

エ 次に掲げるガソリン自動車

① 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。）に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギーの使用の合理化等に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が、同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）であって平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

② 車両総重量が2.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の125を乗じて得た数値以上であること。

③ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

オ 次に掲げる軽油自動車

① 乗用車のうち、平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年輕油軽中量車基準」という。）に適合するもの

② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

- (イ) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- ③ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 平成21年10月1日（車両総重量が12t以下のものは、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準（以下「平成21年軽油重量車基準」という。）に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- (2) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の20を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の3②、則附則4の5①～⑧）。

ア 次に掲げるガソリン自動車

- ① 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- ② 車両総重量が2.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。
- ③ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

- ④ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

イ 次に掲げる軽油自動車

- ① 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- ② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- ③ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- ④ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

- (3) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の40を乗じて得た率とする特例措置について、次のとおり軽減対象を見直した上、その適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の3③、則附則4の5⑨～⑯）。

ア 次に掲げるガソリン自動車

- ① 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの
- (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

- (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
- (ハ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ② 車両総重量が2.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。
- ③ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ④ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 次に掲げる軽油自動車

- ① 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成21年輕油軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- ③ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成21年輕油重量車基準に適合すること。

- (ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
- (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ④ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- (4) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の60を乗じて得た率とする特例措置を講ずることとした（法附則12の2の3④、則附則4の5⑰～㉓）。

ア 次に掲げるガソリン自動車

- ① 乗用車又は車両総重量が2.5t以下のバス若しくはトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。
- ② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ③ 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

イ 次に掲げる軽油自動車

- ① 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒

素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

- (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ② 車両総重量が2.5tを超え3.5t以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成21年軽油軽中量車基準に適合すること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- ③ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
 - (ロ) 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。
 - (ハ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率以上であること。
- ④ 車両総重量が3.5tを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもの
 - (イ) 平成21年軽油重量車基準に適合すること。
 - (ロ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- (5) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さいガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5t以下のバス若しくはトラックであって、次のいずれにも該当するものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成29年3月31日までに行われたときに限り、当該取得に係る税率を本特例措置の適用がないものとした場合の税率に100分の80を乗じて得た率とする特例措置を講ずることとした（法附則12の2の3⑤、則附則4の5④）。
 - ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。
 - イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。
 - ウ エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。
- (6) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車（6(6)において「環境対応車」という。）で初めて新規登録等を受けるもの以外の環境対応車の取得に係る課税標準の特例措置について、次のとおり控除額及び軽減対象を見直した上、その適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の5①～⑤、則附則4の6）。
 - ア 次に掲げる自動車について、取得価額から45万円を控除すること。
 - ① 電気自動車
 - ② 6(1)イの天然ガス自動車
 - ③ プラグインハイブリッド自動車
 - ④ 6(1)エのガソリン自動車
 - ⑤ 次に掲げるガソリン自動車（平成32年度基準エネルギー消費効率及び平成27

年度基準エネルギー消費効率を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定していない自動車であって、基準エネルギー消費効率であって平成22年度以降の各年度に適用されるべきものとして定められたもの（以下「平成22年度基準エネルギー消費効率」という。）を算定する方法によりエネルギー消費効率を算定しているもの（以下「平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車」という。）に限る。）

(イ) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(c) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の180を乗じて得た数値以上であること。

(ロ) 車両総重量が2.5t以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(c) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の157を乗じて得た数値以上であること。

⑥ 6(1)オ①の軽油自動車

⑦ 6(1)オ③の軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

イ 次に掲げる自動車について、取得価額から35万円を控除すること。

① 6(2)アのガソリン自動車

② 次に掲げるガソリン自動車(平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)

(イ) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(c) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165を乗じて得た数値以上であること。

(ロ) 車両総重量が2.5t以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(c) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

③ 6(2)イ③又は④の軽油自動車（ハイブリッド自動車に限る。）

ウ 次に掲げる自動車について、取得価額から25万円を控除すること。

① 6(3)アのガソリン自動車

② 次に掲げるガソリン自動車(平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に

限る。)

(イ) 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(c) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

(ロ) 車両総重量が2.5t以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもの

(a) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(b) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(c) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の144を乗じて得た数値以上であること。

③ 6(3)イ③又は④の軽油自動車(ハイブリッド自動車に限る。)

エ 次に掲げる自動車について、取得価額から15万円を控除すること。

① 6(4)アのガソリン自動車

② 次に掲げるガソリン自動車(乗用車又は車両総重量が2.5t以下のトラックであって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。)のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。

③ 6(4)イ③又は④の軽油自動車(ハイブリッド自動車に限る。)

オ 次に掲げる自動車について、取得価額から5万円を控除すること。

① 6(5)アのガソリン自動車

② 次に掲げるガソリン自動車(乗用車又は車両総重量が2.5t以下のトラックであって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。)のうち、次のいずれにも該当するもの

(イ) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(ロ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ハ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の132を乗じて得た数値以上であること。

(7) 一般乗合旅客自動車運送事業を営業者が路線定期運行の用に供する自動車(以下「路線バス等」という。)のうち、一定のノンステップバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした(法附則12の2の5⑥、則附則4の6の2①②)。

(8) 路線バス等のうち、一定のリフト付きバスで初めて新規登録等を受けるものの取得に

係る課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の5⑦、則附則4の6の2③④）。

(9) 一般乗用旅客自動車運送事業を営業者がその事業の用に供する乗用車のうち、一定のユニバーサルデザインタクシーで初めて新規登録等を受けるものの取得に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成29年3月31日まで延長することとした（法附則12の2の5⑧、則附則4の6の2⑤⑥）。

(10) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成29年3月31日（エに掲げるトラックにあっては、平成28年10月31日）までに行われたときに限り、取得価額から525万円を控除する特例措置を講ずることとした（法附則12の2の5⑨、則附則4の6の2⑦～⑫）。

ア 車両総重量が5tを超え12t以下の乗用車又はバス（以下「バス等」という。）であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「車両安定性制御装置に係る保安基準」という。）及び平成25年1月27日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準（以下「衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準」という。）のいずれにも適合するもの

イ 車両総重量が3.5tを超え8t以下のトラック（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。以下同じ。）であって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成26年2月13日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

ウ 車両総重量が8tを超え20t以下のトラックであって、平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

エ 車両総重量が20tを超え22t以下のトラックであって、平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(11) (10)エに掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成28年1月1日から平成29年3月31日までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずることとした（法附則12の2の5⑩、則附則4の6の2⑬）。

(12) 次に掲げる自動車のうち、車両安定性制御装置又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを備えるもので初めて新規登録等を受けるものの取得について、当該取得が平成29年3月31日（オに掲げるトラックにあっては、平成28年10月31日）までに行われたときに限り、取得価額から350万円を控除する特例措置を講ずることとした（

法附則 12 の 2 の 5 ⑩、則附則 4 の 6 の 2 ⑭)。

- ア 車両総重量が 5 t 以下のバス等であって、平成 26 年 2 月 13 日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準に適合するもの
- イ 車両総重量が 5 t を超え 12 t 以下のバス等であって、平成 28 年 2 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成 25 年 1 月 27 日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- ウ 車両総重量が 3.5 t を超え 8 t 以下のトラックであって、平成 28 年 2 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成 26 年 2 月 13 日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- エ 車両総重量が 8 t を超え 20 t 以下のトラックであって、平成 28 年 2 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成 24 年 4 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの
- オ 車両総重量が 20 t を超え 22 t 以下のトラックであって、平成 27 年 9 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準又は平成 24 年 4 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれかに適合するもの

7 軽油引取税

- (1) 軽油引取税の課税免除の特例措置については、次に掲げる軽油の引取りに係るものを除き、その適用期限を平成 30 年 3 月 31 日まで延長することとした（法附則 12 の 2 の 7 ①、令附則 10 の 2 の 2 ①②、旧令附則 10 の 2 の 2 ①、⑥、則附則 4 の 7 ①、旧則附則 4 の 7 ①）。
 - ア 海上保安庁が航路標識法の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途に供する軽油の引取り
 - イ 警察の用に供する電気通信設備を設置し、及び管理する者が当該設備の電源の用途に供する軽油の引取り
 - ウ 消防庁及び地方公共団体が消防事務の用に供する電気通信設備の電源の用途に供する軽油の引取り
 - エ 陶磁器製造業を営む者が陶磁器の製造工程における焼成及び乾燥の用途に供する軽油の引取り
- (2) 船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、物品又は役務の相互提供に関する条約その他の国際約束で一定のものに基づき、平成三十年三月三十一日までに当該引取りに係る軽油を当該締約国の軍隊の船舶の動力源に供するため譲渡する場合においては、軽油引取税を課さないものとする（法附則 12 の 2 の 7 ⑤⑥、令附則 10 の 2 の 2 ⑩、則附則 4 の 7 ⑫）。
- (3) 軽油引取税の課税免除の特例措置に係る軽油の引取りを行おうとする者であることを

証する書面の有効期間は、道府県知事が定める期間を経過する日が平成30年3月31日以後に到来する場合には、同日とすることとした（令附則10の2の2⑧）。

8 狩猟税

- (1) 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律に規定する対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、当該対象鳥獣捕獲員に対しては、狩猟税を課さないものとする特例措置を講ずることとした（法附則32①）。
- (2) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する認定鳥獣捕獲等事業者の従事者に係る狩猟者の登録が、平成27年5月29日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、当該従事者に対しては、狩猟税を課さないものとする特例措置を講ずることとした（法附則32②）。
- (3) 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の許可を受け、当該許可に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、当該狩猟者に係る狩猟税の税率を2分の1とする特例措置を講ずることとした（法附則32の2①）。
- (4) 狩猟者登録の申請書を提出する日前1年以内の期間に、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律に規定する従事者（認定鳥獣捕獲等事業者に係るものを除く。）として従事者証の交付を受けて、当該従事者証に係る鳥獣の捕獲等を行った者が受ける狩猟者の登録が、平成27年4月1日から平成31年3月31日までの間に行われた場合においては、当該狩猟者に係る狩猟税の税率を2分の1とする特例措置を講ずることとした（法附則32の2②）。

第2 市町村税の改正に関する事項

1 市町村民税

- (1) 所得割の課税標準の算定方法について、所得税法（昭和40年法律第33号）第60条の2から第60条の4までの規定による計算の例によらないものとした。（法313条②）
- (2) 都道府県又は市区町村（以下「地方団体」という。）に対する寄附金に係る個人の市町村民税の寄附金税制について、以下の措置を講ずることとした。
 - ア 平成28年度以後の各年度分の個人の市町村民税から控除する特例控除額について、市町村民税の所得割の額の100分の20に相当する金額を限度とすること。（法314の7②）
 - イ 平成27年4月1日以後に支出する地方団体に対する寄附金について、所得割の納税義務者が当該寄附金に係る寄附金税額控除の適用を受けようとする場合、当分の間、次に定めるところにより、個人の市町村民税に関する申告書を提出することなく寄附金税額控除の適用を受けることができるものとする。（法附則7⑧～⑭、附則7の2④～⑥、附則7の3②）

- ① 地方団体に対する寄附金を支出する者は、当該寄附金を支出する際、当該地方団体の長に対し、当該地方団体の長から賦課期日現在における住所所在地の市町村長に寄附金税額控除額の控除に関する事項を記載した申告特例通知書の送付を求めることができること。
 - ② ①の求めを受けた地方団体は、当該寄附金を支出した者の賦課期日現在における住所所在地の市町村長に対し、申告特例通知書を送付しなければならないこと。
 - ③ ②の申告特例通知書の送付があった場合、地方団体に対する寄附金に係る寄附金税額控除額に加え、当該寄附金を支出した者の所得に応じて算出した申告特例控除額を、個人の市町村民税から税額控除すること。
 - ④ 個人の市町村民税に関する申告書の提出を行った者又は五を超える地方団体の長に対して①の求めを行った者等については、適用対象から除かれること。
- (3) 内部取引に係る課税の特例により、所得税に係る更正決定を受けた所得割の納税義務者が、租税条約の相手国との相互協議の申立てをした場合には、当該申立てをした者の申請に基づき、当該更正決定に係る所得税の額の算定の基礎となった所得に基づいて課された所得割の徴収を猶予することとし、徴収を猶予する場合には、猶予する金額に相当する担保を徴することとする事とした。また、徴収の猶予をした所得割に係る延滞金のうち猶予期間に対応する部分の金額は、免除することとする事とした。（法321の7の12、法321の7の13、令48の9の18）
 - (4) 個人の市町村民税の住宅借入金等特別税額控除について、その対象となる家屋の居住年の期限を平成三十一年まで延長することとした。（法附則5の4の2⑥⑨、附則45⑥）
 - (5) 未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置の創設に伴い、平成29年度以後の各年度分の個人の市町村民税について、未成年者口座内の少額上場株式等に係る譲渡所得等の金額とそれ以外の株式等に係る譲渡所得等の金額とを区分して計算することとした。（法附則35の3の3⑥～⑩、令附則18の6の3④～⑥）
 - (6) 市町村民税の所得割の納税義務者が非居住者であった期間を有する場合における外国税額控除の控除限度額の計算方法等について、所要の措置を講ずることとした。（令48の9の2）
 - (7) 市町村民税の納税義務者が国外に居住する親族を有する場合の障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除若しくは扶養控除の適用又は非課税限度額制度の適用について、以下の措置を講ずることとした。
 - ア 国外に居住する親族に係る障害者控除、配偶者控除、配偶者特別控除又は扶養控除に関する事項を記載した個人の市町村民税の申告書を提出する者は、所得税法施行規則第47条の2第4項及び第5項に規定する書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならないこと。（則2の2③）
 - イ 控除対象外国扶養親族に関する事項を記載した個人の市町村民税の申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合には、当該申告書を提出する者は、国外扶養親族証明書等を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならないこと。（則2の2④⑤）

- ウ 控除対象外国外扶養親族に関する事項を記載した確定申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合には、当該申告書を提出する者は、国外扶養親族証明書類を市町村長に提出しなければならないこと。（則 2 の 3 ②③）
- エ 控除対象外国外扶養親族に関する事項を記載した給与支払者の扶養親族申告書又は扶養親族異動申告書を提出した者が非課税限度額制度適用者である場合には、当該申告書を提出する者は、国外扶養親族証明書類を市町村長に提出しなければならないこと。（則 2 の 3 の 2 ②、則 2 の 3 の 3 ①④⑤）
- オ 控除対象外国外扶養親族に関する事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出した者が非課税限度額制度適用者である場合には、当該申告書を提出する者は、国外扶養親族証明書類を市町村長に提出しなければならないこと。（則 2 の 3 の 5 ②、則 2 の 3 の 6 ①③④）
- (8) 法人住民税均等割の税率適用区分の基準である資本金等の額について、以下の措置を講ずることとした。（法 2 9 2 ①ⅣのⅤ、3 1 2 ⑥⑦⑧、令 4 5 の 4、4 8 の 2）
- ア 資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算する措置を講ずること。
- イ 資本金等の額が資本金と資本準備金の合算額を下回る場合には、資本金と資本準備金の合算額とする措置を講ずること。
- (9) 欠損金の繰越控除制度等に関する国税における諸制度の取扱いを踏まえ、所要の措置を講ずることとした。（法 3 2 1 の 8）
- (10) 法人税割の課税標準である法人税額について、中小企業者等の地方活力向上地域において特定建物等を取得した場合の法人税額の特別税額控除の適用を受けた額とする措置を講ずることとした。（法附則 8 ⑤⑥）

2 固定資産税及び都市計画税

- (1) 平成 2 7 年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成 2 7 年度から平成 2 9 年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を次のとおり講ずることとした。
- ア 宅地等に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該宅地等に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額）に 1 0 0 分の 5 を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「宅地等調整税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整税額とすること。ただし、宅地等のうち商業地等に係る宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が、当該商業地等の当該年度の価格に 1 0 分の 6 を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とし、当該宅地等の当該年度の価格に 1 0 分の 2 を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすること（法附則 1 7、1 8、1 8 の 3、2 2、2 4、2 5、2 5 の 3、2 7 の 5、2 8）。
- イ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額。以下同じ。）に対する割合をいう。以下同じ。）が

0.6以上0.7以下の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすること（法附則18、25）。

ウ アにかかわらず、商業地等のうち負担水準が0.7を超える土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該年度の価格に10分の7を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とすること（法附則18、25）。

エ 農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすること（法附則19、26）。

負担水準の区分	負担調整率
0.9以上のもの	1.025
0.8以上0.9未満のもの	1.05
0.7以上0.8未満のもの	1.075
0.7未満のもの	1.1

オ 三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該市街化区域農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「市街化区域農地調整税額」という。）を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とする措置を講ずること。ただし、市街化区域農地調整税額は、当該市街化区域農地調整税額が、当該市街化区域農地の当該年度の価格に10分の2を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすること（法附則19の4、27の2）。

カ 商業地等に係る固定資産税及び都市計画税については、当該年度の価格に10分の6以上10分の7未満の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとすること（法附則21、27の4、27の5）。

キ 住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税については、前年度分の課税標準額（前年度分の固定資産税及び都市計画税について、カ又はキの減額が行われている場合は、その減額後の税額に対応する前年度分の課税標準額）に100分の110以上の割合で住宅用地、商業地等及び三大都市圏の特定市の市街化区域農地の区分ごとに市町村の条例で定める割合を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額までその税額を減額することができることとすること（法附則21の2、27の4の2、27の5）。

(2) 平成28年度分又は平成29年度分の固定資産税に限り、自然的及び社会的条件からみて類似の利用価値を有すると認められる地域において地価が下落し、市町村長が修正前の価格を課税標準とすることが固定資産税の課税上著しく均衡を失すると認める場合においては、修正前の価格を修正基準によって修正した価格を当該年度分の固定資産税の課税標準とすること（法附則17の2、19の2、22）。

(3) 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が同法に規定する事業所内保育事業（利用定員が6人以上）の用に供する固定資産について、固定資産税及び都市計画税を

- 非課税とする特例措置を講ずることとした（法348②XのX）。
- (4) 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する家庭的保育事業の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用（例：居住の用に供する場合）に供されていないものに限る。）について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置を講ずることとした（法349の3㉑）。
 - (5) 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する居宅訪問型保育事業の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用（例：居住の用に供する場合）に供されていないものに限る。）について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置を講ずることとした（法349の3㉒）。
 - (6) 児童福祉法の規定により市町村の認可を得た者が直接同法に規定する事業所内保育事業（利用定員が5人以下）の用に供する家屋及び償却資産（当該事業の用以外の用（例：本来事業の会議室として使用する場合）に供されていないものに限る。）について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置を講ずることとした（法349の3㉓）。
 - (7) 社会福祉法人等が直接生活困窮者自立支援法に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（社会福祉事業として行われるものに限る。）の用に供する固定資産について、固定資産税及び都市計画税の課税標準を価格の2分の1とする特例措置を講ずることとした（法349の3㉔、令52の10の11）。
 - (8) 国立研究開発法人日本医療研究開発機構が一定の業務の用に供する償却資産について、固定資産税の課税標準を最初の5年度間は価格の3分の1、その後5年度間は価格の3分の2とする特例措置を講ずることとした（法349の3㉕、令52の10の12、則11の15）。
 - (9) 南海トラフ地震防災対策推進地域等において、港湾法の規定による国の貸付けに係る資金の貸付けを受けて平成27年4月1日から平成30年3月31日までの間に改良された一定の特別特定技術基準対象施設の用に供する償却資産について、固定資産税の課税標準を最初の5年度間は価格の3分の2とする特例措置を講ずることとした（法附則15㉖、令附則11㉗）。
 - (10) 独立行政法人医薬基盤研究所が一定の業務の用に供する固定資産に係る非課税措置について、非課税措置の対象となる法人名を国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所とした上、その対象に独立行政法人国立健康・栄養研究所から承継された業務の用に供する固定資産を追加することとした（法348㉘）。
 - (11) 国立研究開発法人森林総合研究所が一定の業務の用に供する固定資産に係る非課税措置について、その対象に森林保険業務の用に供する固定資産を追加することとした（法348㉙）。
 - (12) 新幹線鉄道の新たな営業路線の開業のために新設された線路設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象路線に北海道新幹線を加えることとした（法349の3㉚）。
 - (13) 特定都市河川浸水被害対策法に規定する対策工事により設置された一定の雨水貯留浸透施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、当該施設の所有者から、一定の書類を添付して、原則として当該施設に対して新たに固定資産税が課されることと

なる年度の初日の属する年の1月31日までの間に市町村長に申告がされた場合に限り、適用することとした上、その対象資産の取得期限を平成30年3月31日まで延長することとした（法附則15⑧～⑩、則附則6②⑤）。

- (14) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が一定の認定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に5分の3を参酌して2分の1以上10分の7以下の範囲内において市町村の条例で定める割合（特定都市再生緊急整備地域にあつては、2分の1を参酌して5分の2以上5分の3以下の範囲内において市町村の条例で定める割合）を乗じて得た額とした上、その対象資産の取得期限を平成29年3月31日まで延長することとした（法附則15⑬）。
- (15) 津波防災地域づくりに関する法律の規定による管理協定に係る協定避難施設の用に供する家屋のうち協定避難用部分及び協定避難施設に附属する避難の用に供する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、課税標準をその価格に2分の1を参酌して3分の1以上3分の2以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とした上、その管理協定の締結期限を平成30年3月31日まで延長することとした（法附則15⑳㉑）。
- (16) 高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の貸家住宅に係る固定資産税の減額措置について、税額を最初の5年度間は3分の2を参酌して2分の1以上6分の5以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を減額することとした上、その対象資産の新築期限を平成29年3月31日まで延長することとした（法附則15の8④）。
- (17) 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。
- ア 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が一定の都市計画区域において都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により整備したトンネルに係る固定資産税の非課税措置について、その対象資産の整備期限を平成29年3月31日まで延長すること（法附則14②）。
- イ 公害防止用設備（下水道除害施設）に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成30年3月31日まで延長すること（法附則15②）。
- ウ 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金等の支給を受けて取得した一定の家屋に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成29年3月31日まで延長すること（法附則15④）。
- エ 沖縄電力株式会社が電気供給業の用に供する償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成31年度まで延長すること（法附則15⑤）。
- オ 国際船舶に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成29年度まで延長すること（法附則15⑫）。
- カ 鉄道事業者等が政府の補助を受けて取得した車両の運行の安全性の向上に資する一定の償却資産に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得

期限を平成29年3月31日まで延長すること（法附則15⑮）。

- キ 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が一定の選定事業により取得した一定の公共施設等の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成32年3月31日まで延長すること（法附則15⑯）。
 - ク 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて選定事業により整備する国立大学法人の校舎の用に供する一定の家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成32年3月31日まで延長すること（法附則15⑰）。
 - ケ 鉄道事業者等が都市鉄道等利便増進法に規定する都市鉄道利便増進事業により取得した一定の都市鉄道施設及び駅附帯施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成29年3月31日まで延長すること（法附則15⑱）。
 - コ 公益社団法人又は公益財団法人が所有する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の土地及び家屋に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その適用期限を平成28年度分まで延長すること（法附則15㉔）。
 - サ 港湾法に規定する港湾運営会社が、国際戦略港湾及び一定の国際拠点港湾において、政府の補助等を受けて取得した一定の港湾施設の用に供する家屋及び償却資産に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象となる施設の取得期限を平成29年3月31日まで延長すること（法附則15㉘）。
 - シ 鉄道事業者等が既設の鉄軌道に係る一定の耐震補強工事によって新たに取得した一定の鉄道施設に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成29年3月31日まで延長すること（法附則15㉚）。
 - ス 都市再生特別措置法の規定による管理協定に係る協定倉庫に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その管理協定の締結期限を平成29年3月31日まで延長すること（法附則15㉞）。
 - セ 特定貨物取扱埠頭機能高度化事業を実施する者が特定貨物輸入拠点港湾において、政府の補助を受けて取得した一定の港湾施設に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、その対象資産の取得期限を平成29年3月31日まで延長すること（法附則15㉟）。
 - ソ 市街地再開発事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を平成29年3月31日まで延長すること（法附則15の8③）。
 - タ 防災街区整備事業の施行に伴い従前の権利者に与えられた一定の新築された施設建築物に係る固定資産税の減額措置について、その対象となる施設建築物の新築期限を平成29年3月31日まで延長すること（法附則15の8⑤）。
- (18) 次のとおり課税標準の特例措置等を改めることとした。
- ア 青函トンネルの鉄道施設に係る固定資産税の特例措置について、その対象に新幹線

鉄道に係る一定の鉄道施設を追加すること（則11の6）。

イ 空家等対策の推進に関する特別措置法の規定により所有者等に勧告がされた同法に規定する特定空家等の敷地の用に供する土地について、住宅用地に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置の対象から除外すること（法349の3の2）。

なお、こうした土地を適切に把握できるよう、同法に基づく措置に係る事務を担当する部局と連絡調整を密にされたいこと。

ウ 倉庫業者が新設又は増設した流通機能の高度化に寄与する一定の倉庫等に係る固定資産税及び都市計画税の課税標準の特例措置について、一般倉庫の規模要件を3,000平方メートル以上（改正前1,500平方メートル以上）（多階建て6,000平方メートル以上（改正前3,000平方メートル以上））とし、冷蔵倉庫の規模要件を6,000立方メートル以上（改正前3,000立方メートル以上）とした上、その対象資産の新設又は増設の期限を平成29年3月31日まで延長すること（法附則15①、令附則11②）。

エ 電気自動車に水素を充填するための設備等に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象となる専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車に可燃性天然ガスを充填するための設備の取得価額の要件を4,000万円以上（改正前2,000万円以上）とした上、その対象資産の取得期限を平成29年3月31日まで延長すること（法附則第15⑪、令附則11⑩）。

オ 鉄道事業者等が取得により事業の用に供する新造車両で高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる一定の構造を有するものに係る固定資産税の課税標準の特例措置について、対象となる車両の客室に係る床面の全部又は一部の高さの要件を、「移動等円滑化のために必要な旅客施設又は車両等の構造及び設備に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第111号）」第35条に規定する要件とあわせ、軌条面から400ミリメートル以内（改正前500ミリメートル以内）とした上、その対象資産の取得期限を平成29年3月31日まで延長すること（法附則15⑮、則附則6⑳Ⅰ）。

カ 鉄道事業者等が取得等により事業の用に供する一定の新造車両に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、輸送力増強車両に代替車両と同様の環境要件を加えた上、その対象資産の取得期限を平成29年3月31日まで延長すること（法附則15⑯、則附則6㉑Ⅱ）。

キ 津波防災地域づくりに関する法律の推進計画に基づき新たに取得等された津波対策の用に供する一定の償却資産に係る課税標準の特例措置について、その対象となる改良された護岸については当該改良によって高さを増したものに限ること（令附則11⑳）。

ク エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律に掲げる機械類でエネルギー消費量との対比における性能の向上に著しく資する一定の設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、法人税等における生産性向上設備投資促進税制の対象要件とされている産業競争力強化法に規定する生産性向上設備等に係る一定の設備要件を加えた上、その対象資産の取得期限を平成29年3月31日まで延長すること（法附則15㉒、則附則6㉓）。

ケ 水防法に規定する地下街等の所有者又は管理者が取得する一定の浸水防止用設備に係る固定資産税の課税標準の特例措置について、その対象区域を改正後の水防法に規

定する洪水浸水想定区域とすること（法附則 15③）。

- コ 特定市街化区域農地の所有者等が、当該農地を転用して新築した一定の貸家住宅及びその敷地に係る固定資産税の減額措置について、貸家住宅に係る減額割合を新築後 2 年度間は 3 分の 2 減額、その後 3 年度間は 2 分の 1 減額（改正前新築後 3 年度間は 3 分の 2 減額、その後 2 年度間は 2 分の 1 減額）、その敷地に係る減額割合を新築後 3 年度間は 1 2 分の 1 減額（改正前 6 分の 1 減額）することとした上、その対象住宅の新築期限を平成 30 年 3 月 31 日まで延長すること（法附則 15 の 8①②）。
- (19) 東日本大震災に係る津波により甚大な被害を受けた区域のうち市町村長が指定する区域における土地及び家屋について、固定資産税及び都市計画税を課さないものとする等の特例措置について、「地方税法、同法施行令、同法施行規則の改正等について」（平成 26 年 4 月 1 日総税企 47 号）において通知したとおり、平成 27 年度から一般の措置に移行することとした（旧法附則 55）。
- (20) 適用の際に、申告書に住民票の写しを添付することとされている次の特例について、市町村長が行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号利用法」という。）の規定により氏名及び住所等を確認することができる場合は、住民票の写しの添付を要しないこととした（則附則 7⑧⑨）。
- ア バリアフリー改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置
- イ 省エネ改修を行った住宅に係る固定資産税の減額措置
- (21) その他所要の規定の整備を行うこととした。

3 軽自動車税

平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までに初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車について、平成 28 年度に次の特例措置を講ずることとした（法附則 30、則附則 8 の 3 の 3）。

- ア 電気軽自動車及び平成 21 年天然ガス車基準に適合する天然ガス軽自動車について、税率の概ね 100 分の 75 を軽減すること。
- イ ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる三輪以上の軽自動車について、税率の概ね 100 分の 50 を軽減すること。
- ① 基準エネルギー消費効率が平成 32 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 120 を乗じて得た数値以上の乗用の軽自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成 17 年窒素酸化物排出許容限度の 4 分の 1 を超えないもの
- ② 基準エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 135 を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成 17 年窒素酸化物排出許容限度の 4 分の 1 を超えないもの
- ウ ガソリンを内燃機関の燃料として用いる次に掲げる三輪以上の軽自動車（イの適用を受けるものを除く。）について、税率の概ね 100 分の 25 を軽減すること。
- ① 基準エネルギー消費効率が平成 32 年度基準エネルギー消費効率以上の乗用の軽自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成 17 年窒素酸化物排出許容限度の 4 分の 1 を超えないもの
- ② 基準エネルギー消費効率が平成 27 年度基準エネルギー消費効率に 100 分の 1

1.5を乗じて得た数値以上の貨物用の軽自動車のうち窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもの

4 市町村たばこ税

- (1) 紙巻たばこ三級品に係る市町村たばこ税の税率の特例を廃止した上、次に掲げる期間における紙巻たばこ三級品に係る市町村たばこ税の税率はそれぞれ次に定める税率とすることとした（法附則30の2、改正法附則20、改正則附則9）。

ア 平成28年4月1日から平成29年3月31日まで 1,000本につき2,925円

イ 平成29年4月1日から平成30年3月31日まで 1,000本につき3,355円

ウ 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで 1,000本につき4,000円

- (2) 税率の引上げ日前に売渡し等が行われた紙巻たばこ三級品を同日に販売のため所持する一定の卸売販売業者等及び小売販売業者に対して、手持品課税を行うこととした（改正法附則20、改正令附則6、改正則附則9）。

5 事業所税

- (1) 児童福祉法に規定する家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業の用に供する施設について、非課税とする特例措置を講ずることとした（法701の34③XのIX）。

- (2) 社会福祉法に規定する社会福祉事業の用に供する施設に係る事業所税を非課税とする特例措置について、対象に認定生活困窮者就労訓練事業の用に供する施設を加えることとした（令56の26の5）。

6 国民健康保険税

- (1) 基礎課税額に係る課税限度額を52万円（改正前51万円）に、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を17万円（改正前16万円）に、介護納付金課税額に係る課税限度額を16万円（改正前14万円）に改めることとした（令56の88の2）。

- (2) 国民健康保険税の減額の基準について、5割（4割・3割）減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を26万円（改正前24万5千円）に、2割減額の対象となる所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を47万円（改正前45万円）に改めることとした（令56の8の9①②II）。

第3 その他

- 1 総則に定める徴収猶予制度について、次のとおり見直しを行うこととした。

- (1) 納付方法の見直し

地方団体の長は、徴収の猶予（その猶予期間の延長を含む。）をする場合には、当該徴収の猶予に係る地方団体の徴収金の納付又は納入について、当該地方団体の条例で定めるところにより、当該徴収の猶予をする金額を当該徴収の猶予をする期間内において、当該徴収の猶予を受ける者の財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割して納付し、又は納入させることができることとする（法15）。

- (2) 申請手続等の整備

徴収の猶予（その猶予期間の延長を含む。）の申請をしようとする者は、その猶予の種類等に応じ、猶予該当事実の詳細、猶予を受けようとする金額、期間その他の当該地方団体の条例で定める事項を記載した申請書に、猶予該当事実を証するに足りる書類、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類を添付（災害等による徴収の猶予の場合で提出が困難であると当該地方団体の長が認めるときを除く。）し、これを当該地方団体の長に提出しなければならないこととするほか、申請に係る補正の手續、徴収の猶予（その猶予期間の延長を含む。）の不許可事由及び申請事項の調査に係る質問検査権等の整備を行うこととした（法15の2）。

(3) 取消事由の追加

徴収の猶予の取消事由について、次の事由を追加することとした（法15の3）。

ア 分割して納付し、又は納入することを認めた地方団体の徴収金をその期限までに納付し、又は納入しないとき（地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

イ 新たに当該徴収の猶予に係る当該地方団体の徴収金以外に、当該地方団体に係る地方団体の徴収金を滞納したとき（新たに当該地方団体の条例で定める当該地方団体の債権に係る債務の不履行が生じたときを含み、地方団体の長がやむを得ない理由があると認めるときを除く。）。

ウ 偽りその他不正な手段により当該徴収の猶予又は徴収の猶予期間の延長の申請がされ、その申請に基づき当該徴収の猶予をし、又は徴収の猶予期間の延長をしたことが判明したとき。

エ 他の取消事由に類する場合として当該地方団体の条例で定める場合に該当するとき。

2 換価の猶予制度について、次のとおり見直しを行うこととした。

(1) 職権による換価の猶予の手續等の整備（法15の5の2）

地方団体の長は、職権による換価の猶予（その猶予期間の延長を含む。）をする場合において、必要があると認めるときは、滞納者に対し、財産目録、担保の提供に関する書類その他の当該地方団体の条例で定める書類の提出を求めることができることとした。

(2) 申請による換価の猶予制度の創設（法15の6）

地方団体の長は、職権による換価の猶予によるほか、滞納者が当該地方団体に係る地方団体の徴収金を一時に納付し、又は納入することによりその事業の継続又はその生活の維持を困難にするおそれがあると認められる場合において、その者が当該地方団体の徴収金の納付又は納入について誠実な意思を有すると認められるときは、当該地方団体の徴収金の納期限から当該地方団体の条例で定める期間内にされたその者の申請に基づき、1年以内の期間を限り、その納付し、又は納入すべき地方団体の徴収金（徴収の猶予を受けているものを除く。）につき滞納処分による財産の換価を猶予することができることとした。ただし、当該申請に係る地方団体の徴収金以外に、当該地方団体に係る地方団体の徴収金（猶予申請中及び一定の猶予中のものを除く。）の滞納がある場合（当該地方団体の条例で定める当該地方団体の債権に係る債務の不履行がある場合を含む。）その他申請による換価の猶予をすることが適当でない場合として当該地方団体の条例で定める場合には、適用しないことができることとした。

(3) 職権による換価の猶予及び申請による換価の猶予に係る納付方法、猶予の通知、猶予

の不許可事由及び取消事由について、徴収の猶予と同様とする等の整備を行うこととした。また、申請による換価の猶予について、申請に係る補正の手續等につき徴収の猶予と同様とする等の整備を行うこととした（法15の5、15の5の2、15の5の3、15の6、15の6の2、15の6の3、令6の9の3）。

- 3 担保の徴収を不要とする場合について、その猶予に係る金額、期間その他の事情を勘案して担保を徴収の必要がない場合として当該地方団体の条例で定める場合とした（法16）。
- 4 所得税の更正（更正又は決定により納付すべき税額が確定した所得税額につき行われた更正にあっては、更正の請求に基づくものに限る。）又は所得税の申告書の提出に基因してされた賦課決定により、納付し又は納入すべき額が減少した地方税に係る過納金に係る還付加算金の計算期間の始期について、当該賦課決定の基因となった所得税の更正の通知が発せられた日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日又は所得税の申告書の提出がされた日の翌日から起算して1月を経過する日の翌日とすることとした（法17の4）。
- 5 期限後に申告書が提出された場合において、期限内に申告書を提出する意思があったと認められるものにつき不申告加算金を課さないこととする制度について、適用対象となる申告書の提出期限を、法定の申告書の提出期限から1月以内（現行2週間以内）とすることとした（法71の14、71の35、71の55、72の46、74の23、90、132、144の47、278、328の11、483、536、609、688、701の12、701の61、721、733の18）。
- 6 納税義務者について税務代理人が数人ある場合の総務省の職員が行う調査の事前通知について、当該納税義務者がこれらの税務代理人のうちから代表となる税務代理人を定めたときは、総務省の職員が行うこれらの税務代理人への事前通知は、その代表となる税務代理人に対してすれば足りることとした（法72の49の6、72の63の2、144の38の2、396の2）。

Ⅲ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律の改正に関する事項

- 1 消費税の収入額に対する地方交付税の率について、以下の措置を講ずることとした。
 - (1) 平成29年度から19.5%（消費税率換算1.52%）とすること（税制抜本改革法4）。
 - (2) (1)の施行期日を平成29年4月1日とすること（税制抜本改革法附則1）。
- 2 地方消費税の税率の78分の22（消費税率換算2.2%）への引上げ等の施行期日を平成29年4月1日とすることとした（税制抜本改革法附則1）。
- 3 附則第19条第3項（景気判断条項）を削除することとした（税制抜本改革法附則19③）。

Ⅳ 地方税法等の一部を改正する法律の改正に関する事項

平成27年度分の軽自動車税から適用することとされている原動機付自転車及び二輪車に係る税率について、平成28年度分の軽自動車税から適用することとした（改正法4）。

Ⅴ 国有資産等所在市町村交付金法の改正に関する事項

平成28年度から平成30年度までの各年度分の国有資産等所在市町村交付金について、

固定資産の価格の修正通知又は修正の申出をする場合に比較すべき類似の土地の価格に係る特例措置を講ずることとした（国有資産等所在市町村交付金法附則⑭）。

VI 地方法人特別税等に関する暫定措置法の改正に関する事項

法人の事業税及び地方法人特別税の税率について、以下の措置を講ずることとした。（暫定措置法２、９、１３）

(1) 資本金１億円超の普通法人の所得割について、標準税率を次のとおりとすること。

ア 平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの間に開始する事業年度に係る法人の事業税

所得のうち年４００万円以下の金額	１００分の１．６（現行１００分の２．２）
所得のうち年４００万円を超え年８００万円以下の金額	１００分の２．３（現行１００分の３．２）
所得のうち年８００万円を超える金額	１００分の３．１（現行１００分の４．３）

イ 平成２８年４月１日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税

所得のうち年４００万円以下の金額	１００分の０．９
所得のうち年４００万円を超え年８００万円以下の金額	１００分の１．４
所得のうち年８００万円を超える金額	１００分の１．９

(2) (1)に伴い、地方法人特別税について、付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人の事業税を課される法人の基準法人所得割額に対する税率を次のとおりとすること。

ア 平成２７年４月１日から平成２８年３月３１日までの間に開始する事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され又は申告される地方法人特別税 １００分の９３．５（現行１００分の６７．４）

イ 平成２８年４月１日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税と併せて賦課され又は申告される地方法人特別税 １００分の１５２．６

VII 地方税法施行令の一部を改正する政令の改正に関する事項

地方消費税率の $\frac{78}{100}$ （消費税率換算 2.2% ）への引上げの施行日が平成２９年４月１日とされること等に伴い、地方消費税の徴収取扱費に関する経過措置等を定めた地方税法施行令の一部を改正する政令の施行日を改正する等の規定の整備を図ることとした。

VIII 特記事項

1 地方税の減免措置については、地方税法の規定に基づき、条例の定めるところによって行うことができるが、各地方団体にあつては、当該措置が特別な事由がある場合に限った税負担の軽減であることを踏まえ、適正かつ公平な運用に十分配慮すること。

公益性を理由として減免を行う場合には、公益性の有無等条例で定める要件に該当する

かを厳正に判断すること。特に、朝鮮総連関連施設に対する固定資産税の減免措置については、最近の裁判事例において、地方団体の判断に基づく減免措置が取り消されていることも踏まえ、減免対象資産の使用実態等について具体的かつ厳正に把握した上で、更に適正化に努めること。

2 本年度改正において、Ⅱの第1の1(2)ア及び第2の1(2)アのとおり特例控除額の控除限度額を引き上げることとしたところであり、その適切な取扱いとあわせて、ふるさと納税に関する事務の遂行に当たっては、以下の点に留意の上、適切に対処されたいこと。

(1) ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、各地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を行う際には、次のように取り扱うこと。

ア 当該寄附金が経済的利益の無償の供与であることを踏まえ、寄附の募集に際し、次に掲げるような返礼品（特産品）の送付が対価の提供との誤解を招きかねないような表示により寄附の募集をする行為を行わないようにすること。

・ 「返礼品（特産品）の価格」や「返礼品（特産品）の価格の割合」（寄附額の何%相当など）の表示（各地方団体のホームページや広報媒体等における表示のみでなく、ふるさと納税事業を紹介する事業者等が運営する媒体における表示のための情報提供を含む。）

イ ふるさと納税は、経済的利益の無償の供与である寄附金を活用して豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進を推進することにつき、通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される仕組みであることを踏まえ、次に掲げるようなふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（特産品）を送付する行為を行わないようにすること。

① 換金性の高いプリペイドカード等

② 高額又は寄附額に対し返礼割合の高い返礼品（特産品）

(2) ふるさと納税は、通常の控除に加えて特例控除が適用される仕組みであるが、その適用が、地方団体に対する寄附金額の全額（2,000円を除く。）について行われるのは、当該寄附が経済的利益の無償の供与として行われており、返礼品（特産品）の送付がある場合でも、それが寄附の対価としてではなく別途の行為として行われているという事実関係であることが前提となっているものであるが、その場合においても、当該返礼品（特産品）を受け取った場合の当該経済的利益については一時所得に該当するものであること。

(3) 各地方団体においては、上記(1)及び(2)を踏まえ、返礼品（特産品）の送付等、ふるさと納税に係る周知、募集その他の事務について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応を行うこと。また、各都道府県においては、域内市区町村の返礼品（特産品）送付が寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応となるよう、適切な助言・支援を行うこと。

(4) ふるさと納税に関する窓口を明確化するなど、寄附者の利便性の向上に努めること。

(5) 寄附を受ける地方団体は、ふるさと納税の使途（寄附金の使用目的）について、あらかじめ十分な周知を行うなど、当該団体に係るふるさと納税の目的等が明確に伝わるよう努めること。

(6) 寄附を受けた地方団体においては、寄附者の個人情報厳格に管理すること。特に、返礼品（特産品）送付に関し外部委託等を行う際には、外部委託等に伴う個人情報漏えい防止対策を徹底すること。

3 本年度改正において、Ⅱの第1の4(11)並びに第2の2の(14)、(15)及び(16)の特例措置について「地域決定型地方税制特例措置（通称：わがまち特例）」（以下「わがまち特例」という。）を導入することとなったので、以下の点に留意の上、適切に対処されたいこと。

(1) わがまち特例の対象が区域内に存在する地方団体にあつては、当該対象に係る不動産取得税、固定資産税及び都市計画税を賦課徴収するために、特例割合を定める条例を制定することが必要であること。

(2) 特例割合を定める条例については、地域の実情に応じた政策を展開するというわがまち特例導入の趣旨に沿って、十分な検討・議論のための期間、納税義務者等への周知期間等を総合的に勘案した上で、可能な限り速やかに制定することが望ましいこと。

4 地方団体の歳入を確保するとともに、地方税に対する納税者の信頼を確保するため、事務処理体制の整備を図り、課税客体、課税標準等を的確に把握し、いやしくも課税誤りが生じることのないようにするほか、納期内納付の推進や着実な滞納整理を図るなど、地方税法等の規定に基づき、公平かつ適正な税務執行に努められたいこと。

(備考) この通知においては、次のとおり略称を用いているので、留意願います。

「法」：地方税法（昭和25年法律第226号）

「令」：地方税法施行令（昭和25年政令第245号）

「則」：地方税法施行規則（昭和29年総務府令第23号）

「暫定措置法」：地方法人特別税等に関する暫定措置法（平成20年法律第25号）

「税制抜本改革法」：社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための
地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）

「旧法」：地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）による改正前の地方税法

「旧令」：地方税法施行令等の一部を改正する政令（仮称。平成27年政令第161号）による改正前の地方税法施行令

「旧則」：地方税法施行規則の一部を改正する省令（仮称。平成27年総務省令第38号）による改正前の地方税法施行規則

「改正法」：地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）

「改正令」：地方税法施行令等の一部を改正する政令（仮称。平成27年政令第161号）

「改正則」：地方税法施行規則の一部を改正する省令（仮称。平成27年総務省令第38号）